

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守の徹底のもと、経営の透明性並びに経営の効率化を確保することがコーポレート・ガバナンスの基本と考えており、意思決定の迅速性に取り組むとともに、チェック機能の強化を図り、公正で透明性の高い企業活動と利害関係者の期待・要求に応えてお互いの信頼を高め企業価値の向上を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-2 招集通知の早期発送と電子的な公表]

当社では、株主総会招集通知を法令の定めより早い時期に発送しており、今後も株主の皆様には議案の十分な検討期間が確保していただけるよう取り組んでまいります。

また、当社は現時点では招集通知発送前にTDnetや自社のホームページに招集通知全文を掲載しておりませんが、今後、検討してまいりたいと考えております。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳]

当社は、議決権を行使しやすい電子行使環境の整備及び招集通知の英訳については、現時点で実施しておりません。

今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、必要に応じ導入を検討してまいります。

【補充原則1-2-5 機関投資家等による代理議決権行使]

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としておりますので、現時点では信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や議決権行使は認めておりません。

過去において、信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会への出席依頼はありませんでしたが、今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関してガイドラインの整備・検討に努めてまいります。

【補充原則3-1-2 英文での情報開示・提供]

当社は、現在のところ、英文版株主総会招集通知等を開示しておりませんが、今後、海外投資家の比率が一定以上となった時点で、決算説明資料や招集通知等の英訳を検討してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣との連携]

現時点では、社外取締役は2名であり、「筆頭独立社外取締役」は指名しておりません。

今後、設置の是非も含めて検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、業務執行担当取締役4名と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)の計7名で構成しております。業務執行担当取締役は、担当業務等の各分野に精通した者を選任しております。

また、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外取締役2名で構成しております。社外取締役の1名は経営コンサルタント、1名は公認会計士であり、それぞれ卓越した見識、専門知識や豊富な経験に基づき、会社経営全般につき、適切な監督・助言を行っております。

なお、取締役会のジェンダーや国際性の面を含む多様性については、適正規模を考慮したうえで、今後検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価の実施と開示]

取締役会の実効性評価については、取締役会全体の機能向上を図るという観点から、分析・評価の方法も含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式]

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引の維持など政策的な目的により株式を所有することとしております。

今後、それらの政策保有株式については削減を念頭に置き、資本コストや保有リスク等を勘案し、保有方針を検討して参ります。

保有株式に係る議決権行使につきましては、投資先企業の状況やコーポレートガバナンス上の課題、当該企業との取引関係等を総合的に判断して当社の企業価値向上に資するかどうかを確認したうえで議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するために、取締役及び監査等委員である取締役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨取締役会規程で定めており、取締役会は、法令及び規則に従い、適切に監督しております。さらに、役員に対して、関連当事者間取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、キャッシュバランス型の確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理および運用に関して、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しております。

また、これらの外部機関による運用実績等のモニタリングを適切に行なうことにより、加入者・受給者等の安定的な資産形成と年金財政の適正な運営を実現するための体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社が目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

【経営理念】

・「ボルディング ソリューション カンパニー」として社会の発展に貢献し、地球上に無くてはならない企業をめざす。

この実現のために、「4つの約束」を掲げます。

- ・社員の幸せの実現：仕事を通じて社員を幸せにします
- ・社会への貢献：健全な経営を継続し社会の発展に貢献します
- ・顧客との約束：優れた製品とサービスの提供によりボルト締結の課題にお応えします
- ・株主との約束：永続的企業発展の基盤充実に努め株主価値を向上します

【経営戦略】

・当社の4つの経営基本戦略

- ・私たちTONEは、日本で世界で、より多くのお客様に「ボルト締結」の最適な手段を提供します。
- ・「ボルト締結分野」において、お客様が求める価値を捉え、「スピード感と一体感のある製品開発体制」を基軸に新たな分野への市場育成型新製品を開発・導入します。
- ・製造および調達コストの削減により収益構造を強化し、外部環境に影響されない企業体質を作ります。
- ・海外拠点を活用し、今後も更なる成長が期待されるASEAN地域を中心としたグローバル展開を推進します。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書1-1「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役は除く)の報酬については、株主総会で承認を得た報酬総額の範囲内で、当社の業績水準と各取締役の職位等に基づき、役員報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定しております。

役員報酬は基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)から成り立っており、業績連動の賞与は業績連動報酬の決定基準に基づき金額を算出しております。

役員報酬諮問委員会は、3名(代表取締役社長と社外取締役2名)であり、その過半数は独立役員によって構成しています。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認を得た報酬総額の範囲内で監査等委員会の協議により決定しており、職務の性質上、基本報酬(月次・定額)のみとしております。

(4) 取締役会の構成、役員候補者の選解任と指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役の員数

当社は、取締役会における実質的な協議、検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を確保するため取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名、監査等委員である取締役は3名で構成されております。

役員指名諮問委員会

役員指名諮問委員会は、3名(代表取締役社長と社外取締役2名)で、その過半数は独立役員によって構成しております。

取締役の選任については、透明性、客観性及び公平性を高めるため、取締役会の諮問機関である役員指名諮問委員会での審議を経て取締役会でこれらを決定することとしております。

株主総会に提出する監査等委員である取締役の選任議案につきましては、監査等委員会での審議を経て、取締役会で決定します。

また、取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実が認められる場合において正当な理由がある場合、当社は当該取締役を解任します。この場合において、代表取締役を解職するとき、又は取締役の解任議案を株主総会へ上程するときは、役員指名諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により、これを行なうものとします。

なお、解任等につき特別の利害関係を有する取締役は、役員指名諮問委員会の審議及び取締役会の決議には加わらないものとします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査等委員である取締役候補者の個々の略歴・地位・担当および重要な兼職の状況ならびに選任理由について、株主総会招集通知の参考書類に開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役から経営陣に委任する範囲の明確化】

当社では、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款・取締役会規程で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度に応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しております。

また、社内部門長の職務権限、職務分掌等についても社内規程により明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。この社外取締役2名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。当社は、社外取締役の有用性について認識しており、社外取締役の質疑・意見により、取締役会の議論の活性化を促し、コーポレート・ガバナンスの充実に資すると判断しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を充たし、一般株主と利益相反のおそれのない者を独立社外取締役に指名しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランスや多様性に関する開示、取締役選任方針と手続きの開示】

取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験かつ高度なスキルを持った取締役に構成されることが必要であると考えております。

取締役の選任は、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、取締役会の諮問機関である役員指名諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議に基づき候補者の指名を行っております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査等委員である取締役の兼任状況の開示】

取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じて開示しております。なお、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合は、状況を適正に判断し、合理的な範囲内で留めております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査等委員である取締役に対するトレーニング方針の開示】

取締役及び監査等委員である取締役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また、社内から選任する取締役及び監査等委員である取締役には、当社の事業・財務・組織を熟知した人物を選任しております。

各取締役及び各監査等委員である取締役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために外部セミナー、外部団体または他社との交流会への参加を通じて自己研鑽を積んでおり、係る費用につきましては全て会社負担としております。

なお、新任の社外取締役には、就任時において、当社の歴史、経営理念、事業構造などに関する知識・情報を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、中長期的に企業価値を向上させるには、株主・投資家等の皆様のご支援が重要であると考え、そのため、適時適切かつ正確な情報開示に努めております。また、当社では、会社規程に基づき管理担当取締役及び事務担当者(管理部)を置き、対話の申し入れがあった場合には両者で検討し、適切な対応を行う体制を採っております。

なお、対話を行うに当たっては、各種法令や自社の情報管理規程の遵守、適時適切な情報開示を徹底し、株主間に情報格差が生まれないように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マキタ	160,000	6.83
日本生命保険相互会社	113,360	4.83
株式会社山善	95,400	4.07
株式会社北陸銀行	76,000	3.24
株式会社関西みらい銀行	76,000	3.24
前田 英治	60,000	2.56
TONE株式会社従業員持株会	58,548	2.49
屋敷 高夫	56,300	2.40
SMB C日興証券株式会社	43,600	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	41,800	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	5 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
粕井 隆	他の会社の出身者											
松井大輔	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
粕井 隆	○	○	――	経営コンサルタントとしての数多くの企業で中期経営計画の策定、経営システム強化等の経営コンサルティングに従事した実績を有しております。同氏の企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社経営に対して積極的な意見および提言を頂くことにより、経営の健全性・透明性がより向上すると考えております。 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

松井大輔	○	○	同氏は平成24年8月より当社の顧問税理士で、当社は同氏に対し顧問報酬を支払っていましたが、社外監査役の就任に伴い、同氏との顧問税理士契約を解除いたしました。なお、当社が同氏に対して支払ってありました顧問報酬は僅少であるため、独立性に疑義が生じる恐れはないものと考えております。 同氏は大丸エナウィン株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当社との間で特別な利害関係はありません。	公認会計士、税理士として財務および税務分野において豊富な経験と高い見識を有しており、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において適宜助言を頂くことにより、当社の業務執行の監査・監督が適切有効になると考えております。
------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援すべき使用人として内部監査室のスタッフ(内部監査人)が兼務しております。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置いておりません。
従いまして、監査等委員会の職務については、監査等委員でない取締役の指示命令を受けず、執行部門からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は、必要に応じて情報交換および意見交換を実施し、内部統制システムを利用した組織的な監査を行う予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、任意の諮問機関として役員指名諮問委員会および役員報酬諮問委員会を設置しております。いずれの委員会も、独立社外取締役2名および代表取締役社長の合計3名の構成として、委員長は互選で選出しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

粕井 隆および松井大輔は、ともに独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益などの経営管理指標を業績評価の決定基準として、支給額に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2019年5月期 報酬等の総額 取締役(監査等委員を除く。) : 4名 108,275千円
取締役(監査等委員) : 3名 26,100千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)には、内部監査室のスタッフ(内部監査人)が監査等委員会への資料の提供をおこなっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

現在、該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、任期1年の取締役4名及び任期2年の監査等委員である取締役3名で構成されております。法令で定められた重要事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件に関して担当取締役より報告を受け、審議を行っております。

原則として、定例取締役会を3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、代表取締役及び業務担当取締役の業務の執行状況を監督しております。

また、取締役に管理部の管理職を含めたメンバーで、毎月1回経営会議を開催し、経営上の諸問題を取り上げ迅速に対処するための経営判断を下しております。さらに、毎月1回取締役及び各部門長で部長会を開催し、取締役会で決定された基本方針に基づき、業務計画の進捗状況の報告や課題等を抽出し諸施策を協議するとともに、毎月1回各部門の実行責任者が集まる管理委員会において、部門間に共通する問題を出し合っ

て部門間の牽制・調整を行い問題解決にあたっております。

監査等委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名で構成されております。監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、内部監査室の内部統制システムを利用し、取締役会の職務執行監査を行っており、経営に対する監査を十分に果たしていきたいと考えております。

内部監査室は、内部統制システムを機能させるため、内部監査実施計画書を作成し、各部門に内部監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日より、5日程度早い発送を実施しております。
その他	株主総会ではスクリーン等を使用し、ビジュアル化をしてわかりやすい説明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの【IR情報】にて各種情報(決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、事業報告書)を掲載しております。	
その他	機関投資家の依頼に対し、随時積極的に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『TONE株式会社 企業行動規範』を制定し、その遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境活動の推進にあたり、「ISO14001」を取得しております。
その他	機関投資家の依頼に対し、随時積極的に対応しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、お客様、株主、役職員、取引先、地域社会、関係当局など、様々なステークホルダー（利害関係者）と接しており、その信頼と支持を得て事業を営んでおります。これらステークホルダーによって構成される社会と調和していくことは、当社グループの存立と今後の発展にとって極めて重要であります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、次のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、法令等遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けることとしております。
 - (2) 監査等委員会は、「監査等委員会等監査基準」に基づき、独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査することとする。
 - (3) 内部監査部門の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視しております。
 - (4) 取締役は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進しております。
 - (5) 「TONE株式会社 企業行動規範」を定めてその周知および教育研修活動により、当社グループの役職員が当社グループの価値観、倫理・コンプライアンス経営の重要性を認識するように意識の徹底を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役会・役員会その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。
 - (2) 情報管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応することとしております。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼす損失の危険を全般的に認識、評価する仕組みを整備するとともに、損失の危険の管理に関連する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備しております。
 - (2) 損失の危険の管理の実効性を確保するために、専門の委員会を設置し、委員会および委員長の職務権限と責任を明確にした体制を整備しております。
 - (3) 当社および当社子会社の経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずることとしております。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営計画については、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行において目標達成のために活動するとともに、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行っております。
 - (2) 業務執行については、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとることとしております。
 - (3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。
5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社子会社の取締役は、当社子会社の財務状態、経営成績その他これらに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合、速やかに当社に報告することとしております。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は当社子会社に対し、当社の施策に準じた適正な業務遂行を行うよう指導しております。
 - (2) 内部監査室は、当社子会社における業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査を行っております。
7. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査等委員は、使用人に対して補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとしております。
 - (2) 監査業務補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ることとし、監査等委員の命令に従い、監査業務の補助を行わねばならないものとなっております。
8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制
 - (1) 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととしております。
 - (2) 監査等委員が、必要に応じていつでも、取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとしております。
 - (3) 当社及び当社子会社の役職員は、当社または当社子会社の重大な損失、役職員の違法・不正行為等を認識した場合、速やかに当社の監査等委員に報告しております。
9. 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」に基づき、当社は、監査等委員への報告をしたことを理由として、当該報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いを行わないものとし、不利益取扱いを防ぐために適切な措置をとるものとなっております。
10. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとなっております。

11. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役社長は定期的に監査等委員と情報交換するとともに、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備することとする。

(2) 監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならないこととなっております。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役社長は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の管理・監督のもと財務報告に係る内部統制を構築・運用・評価することとなっております。

(2) 内部監査室は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制の状況について定期的に監査し、その結果を取締役社長に報告することとなっております。

(3) 監査等委員会は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の構築・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の監査の方法および結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の構築・運用状況を監査することとなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会正義および企業の社会的責任の観点から、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる「反社会的勢力および団体に対しては断固とした姿勢で臨むこと」を基本姿勢とし、関係排除に取り組んでおります。

平素におきましては、管理部管理課を窓口として、所轄警察署や企業防衛連絡協議会等の外部専門機関との連携を通じ、情報収集や協力体制の構築に努めております。

また、万一反社会的勢力等との間で問題が生じた場合には、迅速に組織的な対応を図るとともに、早期に警察、上記の外部専門機関および弁護士等とも緊密な連携を取ることをしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

a. 決定事項に関する情報

1. 会社関係部署にて事前検討
2. 経営会議に申請及び検討
3. 取締役会に上程、決議
4. 会社情報の取扱責任者による公開検討
5. 管理部より公開手続実施

b. 発生事実に関する情報

1. 発生事実に関する詳細報告を関係部署より代表取締役提出
2. 会社情報の取扱責任者にて公開の必要有無について検討
3. 情報の公開資料を経営会議で検討
4. 管理部より公開手続実施

c. 決算に関する情報

(決算及び業績予想)

1. 経営会議に申請及び検討
2. 取締役会にて計算書類承認
3. 会計監査法人にて、概ね計算書類の承認が得られた時
4. 会社情報の取扱責任者により公開検討
5. 管理部より公開手続実施

(配当)

1. 経営会議にて検討
2. 取締役会に上程、決議
3. 会社情報の取扱責任者により公開検討
4. 管理部より公開手続実施

